

平成 24 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成24年3月29日（木）午前10時開会

出席議員 13人

1番	(議長)	太田	田	洋
2番		釘	丸	子
3番		石	井	隆
4番		川	口	仁
5番		越	智	一
6番		井	上	敏
7番		瀧	口	慎
8番		鈴	木	一
9番		馬	場	司
10番		山	中	正
11番		井	出	一
12番		落	合	圈
13番	(副議長)	村	上	俊

欠席議員 なし

説明のための出席者

管 副 副 会 事 事 会	管 管 管 計 務 務 計	理 理 理 管 理 局 局 次 課	者 者 者 者 長 長 長	小 山 大 鈴 小 市 飯 鈴	林 田 矢 木 澤 川 田 木	常 登 明 秀 雅 睦	良 美 夫 夫 勲 通 章 美 勤
---------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	---

事務局出席者

書 書	記 記	本 三	杉 武	重 孝	德 尚
--------	--------	--------	--------	--------	--------

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 4 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	石 井 芳 隆	(1) 広域ごみ処理施設整備事業について ア 組合の所管事項について (ア) ごみ中間処理施設候補地について組合による決定事項は何か。 イ 法規制手続きについて (ア) 都市計画や条例アセスの実施について	5
2	落 合 圈 二	(1) 最終処分場（清川村）施設整備について ア 施設整備計画では平成28年稼働となっているが予定通り完成できるのか。 (ア) 現在の状況をお聞きしたい。 イ 中間処理施設は平成32年稼働となっているが予定通り完成できるのか。 (ア) 現在の状況をお聞きしたい	9

- 5 議案第1号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）について
- 6 管理者施政方針
- 7 議案第2号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計予算について
- 8 議案第3号 監査委員の選任について

議 長 諸 報 告

- 8月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月20日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月3日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 10月20日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（9月分）
- 10月25日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 11月9日 議会運営委員会委員の選任について、愛川町選出議員の馬場司議員、井出一己議員を指名した。
- 11月10日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員11人が静岡市西ヶ谷清掃工場の視察を行った。
- 11月21日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（10月分）

12月8日 玉利優議員から組合議会議員辞職願が提出され、12月8日付けで許可した。

12月9日 組合議会議員の選出について厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。

12月21日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。

同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（11月分）

1月25日 平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。

同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（12月分）

2月23日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（1月分）

2月24日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

定期監査結果報告

2月27日 議会運営委員会が開かれ、副委員長に馬場司議員が選出された。

同日 議会運営委員会委員長から、平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。

3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。

議案第1号～第3号 3件

3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

本日の付議事件

1

↳ 議事日程に同じ

8

○太田 洋議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、愛川町議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○太田 洋議長 日程1「議席の指定」を行います。

愛川町議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を読み上げます。

8番 鈴木一之議員

9番 馬場 司議員

10番 山中正樹議員

11番 井出一己議員

以上であります。

ただいま読み上げましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

○太田 洋議長 ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。石井芳隆議員、川口仁議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

○太田 洋議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○太田 洋議長 日程3「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題

といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○太田 洋議長 日程4「一般質問」を行います。

通告に従い、順次質問を許します。石井芳隆議員。

○3番 石井芳隆議員 皆さん、おはようございます。通告の諸点について一般質問を行わせていただきます。

神奈川県は、国の法のもと、平成10年3月に神奈川県ごみ処理広域化計画を策定し、県内をブロック化していく指導を行い、その指導に基づき、厚木市、愛川町、清川村の3市町村は厚木愛甲ブロックとして、平成15年12月、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画を策定し、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合が設置されたことは皆様もご承知のとおりであります。

その後、平成20年3月に広域化基本計画を具体化した実施計画が進められましたが、その計画に一部変更が出たため、平成22年12月に基本計画の改定が行われました。その改訂版の第8章第3節、広域処理開始時期、新たな施設の整備及び場所の中で、中間処理施設は平成32年度の稼働開始、最終処分場施設は平成28年度稼働開始をそれぞれ目標としております。

この広域ごみ処理施設の事業は厚木愛甲環境施設組合が実施していくことになっておりますので、中間処理施設の整備事業についてお伺いをさせていただきます。

まず、ごみ中間処理施設候補地に関してありますが、現在、厚木市でごみの中間処理施設候補地を選定している状況の中で、当組合が関与、決定できる事項は何があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、まだ候補地が決定されていません

が、施設の整備を行うに当たっては、さまざまな法律の規制があることは承知していますが、当組合で行うべき手続はどのようなものがあるのか。また、当組合が手続をしなければならないのはどのようなものがあるのかについてお伺いいたします。

以上2点についてよろしくご答弁をお願いいたします。

○小林常良管理者 おはようございます。ただいま石井芳隆議員から、広域ごみ処理施設整備事業について、組合の所管事項について、ごみ中間処理施設候補地について組合による決定事項は何かとのお尋ねでございますが、広域ごみ処理施設整備に当たりましては、組合の所管事項として、ごみ中間処理施設建設に伴う諸計画の策定、用地取得及び地元対策などの事業執行を行うこととしております。したがって、組合といたしましては、厚木市からの建設候補地決定の報告を受け、正副管理者会議を招集し、広域ごみ処理施設建設地として決定していくこととなっております。

次に、法規制手続について、都市計画や条例アセスの実施についてとのお尋ねでございますが、ごみ中間処理施設建設に伴う法規制手続につきましては、都市計画決定の手続や神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施などが該当してまいります。これらの手続につきましては、計画地の存する厚木市が進めることとなります。

以上でございます。

○3番 石井芳隆議員 ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきますけれども、先ほど私も登壇で述べましたけれども、国、県からの通達によって広域化が進められてきました。再確認の意味で、広域化で行う理由、これをもう1回、申しわけないんですが、お聞かせ願えればというふうに思います。

○市川雅章事務局長 ごみ処理の広域化につきましては、焼却施設からのダイオキシン類の削減やエネルギーの有効利用及びごみ処理経費の削減を図るため、平成9年5月に国か

ら県に対しごみ処理広域化計画に基づく市町村を指導するよう通知がされました。これにあわせ、廃棄物処理施設整備の国庫補助についても、ごみ焼却施設の新設については、処理能力が日量100トン以上の施設に関してのみ補助をすることとなったものでございます。

こうした状況の中、愛川町及び清川村については、施設規模が補助金の条件に達しないことや、神奈川県が平成10年3月にごみ処理広域化計画を策定し、厚木市、愛川町及び清川村が厚木愛甲ブロックとして位置づけられましたことから、3市町村で広域化を進めることになったものでございます。

なお、現在は廃棄物処理施設整備の国庫補助は廃止され、新たに循環型社会形成推進交付金が創設されており、ごみ焼却施設に関しては、ダイオキシン対策技術の向上から、施設規模の条件はなくなっております。しかし、循環型社会の観点から、人口5万人以上または面積400キロ平米以上の地域計画または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とされてございますことから、愛川町及び清川村単独では交付金対象とはなってございません。

以上です。

○3番 石井芳隆議員 今のご答弁ですと、100トン以上の施設に関しては補助が出るけれどもということと動いたんだけど、途中でその補助金がなくなった、交付金に変わったというようなお話だったと思います。そのために、5万人未満の自治体単独では交付金の対象にはならないということが基本にあるということによろしいわけですね。だから広域でやっていくということで、組合としては単独では難しいという判断をされた。これが今進んでいる基本に立っているということによろしいでしょうか。

○市川雅章事務局長 今、石井議員の言われたとおりでございます。

○3番 石井芳隆議員 そうしますと、広域でやっていくということで進んできました。

それで今度は実際にごみ中間処理施設の建設候補地を厚木市のどこかに決定していかなければいけないという取り決めがあるわけですよ。厚木市は中間処理施設の場所を選定して、そこに設置するということになっていますから。

その場合に、先ほど、この組合として候補地の決定がされないと、この組合がやっていくべき所管の手続には入れないという管理者の答弁があったというふうに思いますが、その認識というのは、要するに、厚木市からここでという話が来ない限り、一切手続上は入れないという認識でよろしいんですか。組合として何か先にやっていくようなことはできないということなんでしょうか。

○市川雅章事務局長 厚木市で地元合意が得られて、その報告が組合のほうにあり、それを正副管理者会議で決定していく。候補地が決定しなければ、そういう法規制解除とかには入ることはできません。

○3番 石井芳隆議員 そういうことがきちんと厚木市のほうから来ない限り、当組合としては動けない認識だということを確認させてもらいました。

それで、候補地が決定しないと動けないでしょうけれども、決定した後というんでしょうか、厚木市からこの組合に対して報告があって、それをまたいろんな形で決定していくことになるんでしょうけれども、組合で候補地が決まった後、では、やりましょう、そこでいきましようというふうになったときに、この組合としてこういうものを設置していこうよという要件がいろいろあると思うんですね。そのときの大きさとかいろいろあると思うんですが、環境影響評価というんでしょうか、この条例アセスという部分には該当する形になっていくわけですね。その辺はどうなんでしょうか。

○市川雅章事務局長 条例アセスの対象となる条件としましては、神奈川県環境影響評価条例施行規則別表第1では、廃棄物処理施設の新設で敷地面積が3ヘクタール未満の事業及び処理能力が1日当たり200トン未満の事

業を除く事業と定められております。組合におきましては、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画において施設規模を日量290トンとしておりますことから、条例アセスの対象事業となっております。

○3番 石井芳隆議員 290トンを予定しているということで、条例アセスの対象になるということでありませうけれども、それでは、この条例アセスの手続というのは当組合が行うものなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○市川雅章事務局長 神奈川県環境影響評価条例第2条第3項第2号において、対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合は、都市計画を定める者を事業者としてございます。このため、組合が設置するごみ中間処理施設については、建築基準法第51条に該当する施設であり、都市計画に定める必要があるため、条例アセス手続については厚木市が行うものでございます。

以上です。

○3番 石井芳隆議員 そうすると、これは厚木市がやらなければいけない。その設置する場所の自治体がやらなければいけないことになっているということですね。

そうすると、建築基準法第51条に該当する施設になるんだよというお話が今されましたけれども、この第51条という施設はどのような内容なんでしょうか。その辺の第51条ということについて、ちょっとお聞かせ願えますか。

○市川雅章事務局長 建築基準法第51条の内容は、都市計画区域内にごみ焼却施設を新築する場合は、都市計画においてその位置が決定していなければならない、その敷地が所在する都市計画審議会の議を経なければならないと規定されております。

以上でございます。

○3番 石井芳隆議員 先ほど言われたように、組合ではなくて厚木市がやらなければいけないというのは、この建築基準法の第51条に該当するために、組合としてはそういう部分には全く入れないということで再確認をさせていただきます。それでよろしいんですか。要

するに、全く手続をできないということでもよろしいんですね。

○市川雅章事務局長 そのとおりでございます。

○3番 石井芳隆議員 そういうことであれば、厚木市が最終的というよりも都市計画決定をしていかなければいけないということになりますから、組合はまだそこまでは全く入れない。要するに、ここにつくりますよという報告を受けても、当組合としてはまだそこまでは入れないということになるわけですね。

では続いて、条例のこのアセスにおいて調査する内容というんでしょうか、環境影響評価というものだと思いますが、この調査する内容は独自でこの組合がある程度枠を決めてやっていく部分もあるのか、それとも法律で決められた内容だけでいくものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○市川雅章事務局長 条例アセスにおいて調査する内容は、神奈川県環境影響評価技術指針で定められているとおり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・低周波空気振動、振動、地盤沈下、悪臭、廃棄物・発生土、電波障害、日照障害、気象、水象、地象、文化財、景観、レクリエーション資源、温室効果ガス、地域分断及び安全が評価項目となっております。また、これ以外に必要に応じて県と調整し、電磁波の漏えい防止措置、有害化学物質等の排出抑制措置、公害の抑制措置、遺伝子汚染防止措置、地震等の自然災害による2次災害の防止措置及びヒートアイランド現象の緩和に寄与する措置などを考慮していく必要がございます。

以上でございます。

○3番 石井芳隆議員 今のお話でいきますと、県のほうで指針を決めてある、それでやっていくんだということで、当組合としての環境影響評価みたいなものを独自でつくる部分はまだないということですか。

それともう1つ、その後何か地域でのこととかいろいろあった場合には、そういうことは再度改めてプラスしてやっていくのか、

その辺はどうなんですか。そういう何か考えはありますか。

○市川雅章事務局長 この条例アセスの環境影響評価につきましては、つくる前の状況、現在の気象とか水質、そういうのを調査して新たにできるものにそれらを加味して、こういう現状の数値を侵さないようなものを検討していく必要があると思います。

○3番 石井芳隆議員 今は現状の状態を調査していくというお話ですよ。その状況があって、建設をしていくための設計に反映されるのではないのかなと思いますけれども、その設計の段階でもっと違う部分を組合として何かプラスアルファしていくというようなことについては、まだそこまでの部分は今はないということ、現状のみという解釈でいいんですか。

○市川雅章事務局長 この調査については現状を調査するところです。その先のほうまでは、焼却処理方式によってまた変わりますが、検討が必要であります。

○3番 石井芳隆議員 わかりました。今いろいろ聞かせていただきましたけれども、どっちにしても、ごみ中間処理施設そのものは決められた時間の中でやっていくことになっていくわけでありましてけれども、実際に動いていかなければいけない大きな課題だろうというふうに思います。

今回は基本的なことを聞かせていただきました。まだまだいろいろやっていかなければいけない部分はあるんでしょうけれども、この組合そのものがどこまでできるんだという話をちゃんとした形で聞いておかなければいけないということで、きょうはちょっと質問させていただきました。

ただ、平成32年度の稼働開始という部分についてはもう先送りはできないわけですから、皆さん、ここにいられる人たち、議員の方たちもその辺は十分認識をしていただいているのではないのかなというふうに思います。そのためにも、この組合として、できることをいち早く情報公開をしながらとか、それから組合が進むべき道をもっともっと情報

公開等々を通じて話をしていただきながら進めていただくということをお願いできればというふうに思っております。

再度、最後にちょっとお聞きしたいんですけども、所管事項の中に、整備の基本計画の内容の中に、いろんな計画を策定していくよということとか、用地の取得とか、地元対策というのがありますけれども、用地取得に関してはこちらでしょうけれども、要するに、候補地の選定を厚木市がして、その後、合意を得られたら、用地取得に関しては厚木市ではなくて当組合が全面的に、それから先はすべてこの組合がやっていくということでのよろしいわけですね。その辺のところはよく勘違いされる部分があるので、確認をしておきたいんです。

○市川雅章事務局長 用地取得につきましては組合が実施してまいります。

以上です。

○3番 石井芳隆議員 その辺のところはなかなかよくわからない。厚木市が指定をしたから厚木市が買って、それをまたという形なのかなと思ったり、厚木市が買うべきものだろうというような話になっていきますので、その辺は今言われたとおり、用地取得については組合がやっていくということとか、地元対策についても、その地域の要望、それからその地域の特性等々の部分についての対策、これも厚木市ではなくて組合がやっていくんだということで、それもちょっと確認させてください。

○市川雅章事務局長 地元対策事業につきましても組合が実施してまいります。

○3番 石井芳隆議員 今いろいろ聞かせていただきましたけれども、何回も言うようですけれども、地元対策、用地取得、いろんな面で組合がやっていくことは、これから大きな部分がいっぱいあるかというふうに思います。ぜひ我々組合議会としても共有した問題を一緒に解決していくような形でやっていかなければいけないなのを認識させていただきながら、これから進めることを私たちも一緒にやっていきたいということでお話

しさせてもらって、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○太田 洋議長 落合圏二議員。

○12番 落合圏二議員 私は2つほど質問させていただきますが、その前に、私ども清川村がいつもお世話になっておりますことを、まず最初にお礼を申し上げます。

それでは私、最初に、最終処分場についてということで質問させていただきたいと思いますが、計画の中では稼働が平成28年度になっているわけですが、そういう中で、私どものところは、もう用地については取得してございます。いつでもスタンバイできているわけ、そういう中で環境アセスの問題、いろんな問題を今抱えているわけです。私、今、監査をやらせていただいておりますが、当組合のほうも8年、年間約1億円の金がかかっております。そういう中で、一年でも早くこの問題を解決していくのが、私は組合の使命ではないかというように思うわけです。

そういう中で、私どもの清川村としても責任を果たしていかなければいけない中で、管理者に、平成28年度に稼働ができるのかできないのか、この点について1点お尋ねしたいというふうに思います。

それから、中間処理施設につきましては、今、石井議員のほうからも質問されましたが、現状、土地のほうがどういう形の中で動いているのか。私は土地の問題については微妙な点があると思いますが、この点について、どのように管理者のほうに報告がなされているのかお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林常良管理者 ただいま落合圏二議員から、最終処分場（清川村）施設整備について、施設整備計画では平成28年稼働となっているが予定どおり完成できるのか。現在の状況をお聞きしたいとお尋ねでございますが、平成28年度の稼働を目指し、今年度におきましては、生活環境影響調査を終了させるとともに、保安林の法規制解除手続を進めて

まいりました。引き続き、保安林の法規制解除手続を進めるとともに、神奈川県土地利用調整条例の手続も進めてまいります。

次に、中間処理施設は平成32年稼働となっているが予定どおり完成できるのか。現在の状況をお聞きしたいとお尋ねでございますが、ごみ中間処理施設建設候補地につきましては、厚木市におきまして、当初、選定いたしました建設候補地の地元調整が進まず、平成19年11月に再検討をすることを決定し、翌平成20年度には、学識経験者や各分野の専門家で構成する再検討委員会を設置し、公平公正に客観的な意見をいただきました。また、平成21年度には、本組合が施設を建設する立場で詳細な調査を行い、これらの結果を踏まえ、厚木市ではさまざまな角度から慎重に検討し、昨年7月に最終候補地を選定いたしております。現在、平成32年度の稼働を目指して、地元合意が得られるよう調整を進めている状況でございます。

以上でございます。

○12番 落合圏二議員 回答、どうもありがとうございました。

まず最初に、それでは最終処分場について、事務局のほうにお尋ねをさせていただきますが、今現在の状況では、保安林解除の問題についてやっているとということですが、状況として、いつごろこの解除の問題が終了するのか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○市川雅章事務局長 保安林の法規制解除につきましては、神奈川県行政センターのほうに3月8日に申請書類を提出いたしました。現在、行政センターで審査を受けている状況でございます。これには60日以内とされております。

以上でございます。

○12番 落合圏二議員 3月に出しているということであれば、60日以内に大体おけるといことでよろしいんですか。県のほうへ回るわけでしょうか。

○市川雅章事務局長 行政センターで審査をいただき、その内容が適切であるならば、今

度は神奈川県の本庁のほうに進達されます。そこでまた審査されまして、今度は国の林野庁のほうに神奈川県から進達され、その後、林野庁で審査して、解除見込みがおりるまでには約1年近くかかるということで聞き及んでおります。

○12番 落合圏二議員 1年かかるということであれば、稼働するのが平成28年度ということだと4年しかないわけですね。そういう中で、これができるのかできないのか。管理者にもう1度お尋ねしたいと思います。事務局長で結構です。

○市川雅章事務局長 保安林解除については、解除できるように修正しながら申請書をつくり上げてまいりました。これからも指摘がある場合は速やかに訂正し、解除できるように努めてまいります。

以上でございます。

○12番 落合圏二議員 この問題1点に絞っても仕方ないと思いますが、とにかく私も清川村としては、今1つの責任部門を果たしていくというのが我々の役目だというのがあります。それは広域的にも、救急業務、消防業務、すべて厚木市と愛川町にお世話になっているわけです。そういう中で1つの責任的なものを果たしていかなければいけない。これが我々、いつも頭の中にございます。これについて管理者はどのように考えていただいているのでしょうか、お願いいたします。

○小林常良管理者 愛川町さん、清川村さんを含めて、今お話しのとおり、消防を含めていろんな関係を持って、ある意味の広域化に向けた取り組みをさせていただいているわけですが、愛川町さん、清川村さん、気持ちを一つにしていろんな事業展開をしていくというのが基本的な我々のスタンスでありますので、この気持ちを大切にしながら、特に、最終処分場、また中間処理施設、それぞれの役目を担っているわけでありまして、この計画に向けてたくさんのクリアしていかなくてはいけない課題があるわけですがけれども、誠心誠意、3自治体で、それに向けて組合としての役割を果たしていくというのが最大の使

命だと、こんなふうに思っております。

○12番 落合圈二議員 私がちょっとお願いしたいのは、先ほど石井議員が中間処理施設について質問されたわけですが、石井議員は最終処分場については質問されなかった。私に譲っていただいたような感じなんですけど、中間処理施設については、私は、やはりまだ時間がかかるのではないかとこのように思われる。そういう中で、私どもの最終処分場につきましては、副管理者であります私どもの村長も用地取得を十分認識して、また努力しまして、地主さんにも何回も行って交渉して、それで取得しているわけです。議会の中でも、我々議員としても、これについては村長に対して非常に感謝しております。そういう中で、私は、できれば最終処分場を今の中間処理施設の完成前に仕上げていただきたい。そのような方法にさせていただくのが、私は組合の中でも一番ベターではないかというように思われるんですが、これについてどのようなお考えをお持ちか、管理者にお聞かせ願いたいと思います。

○小林常良管理者 完成目標の年度が平成28年度ということで明確にしているわけでありまして、どちらが早いか遅いかということではありますが、基本的には平成28年度と平成32年度ということでありますので、おのずと最終処分場の建設に向けて進めていくというのが道理だと思います。

日量の処理量も290トンという計画の中で、当初計画と今の状況とのいわゆる建設に向けた条件というのが、多少状況が変わっているのかなというふうにも思いますけれども、こういうことをしっかりわきまえた上で進めなくてはいけないというふうに思いますので、そういう意味では、最少で最大の効果が出るような施設として整備をしていく姿勢が必要なのかなというふうに思っております。

○12番 落合圈二議員 どうもありがとうございました。平成28年度の稼働に最終処分場をやっていただく。はっきり言いまして組合組織をつくりまして8年経過ですので、そう

いうことを含めると、この前も全員協議会をやりましたけれども、我々議員としても、このままではなくして、協力できる範囲は事務局方、行政方に協力していくというのも必要ではないかと思われまして。この点について我々も、言うだけではなくして行動していかなければいけないと思われまして、この点についてはこれから十分認識をしていかなければいけないのかなと思われまして、よろしくお願ひしたいと思われまして。

それから、中間処理施設につきましては、これは土地の交渉からすべてにつきまして、厚木市、それと管理者、私はなかなか大変かなと思われまして。平成32年度という稼働、これはなかなか大変かなというふうに思われまして、十分検討していただいて、この目標に進むことをお願ひして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○太田 洋議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○太田 洋議長 再開いたします。

日程5「議案第1号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、補正後の総額を1億181万4000円とするものでございます。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明させていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。――別に

なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第1号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○太田 洋議長 日程6「管理者施政方針」

の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 平成24年度の予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

昨年は、3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、地震、津波、そして原子力発電所の事故というかつてない複合災害が、東北地方を中心とする東日本を襲いました。

とうとい命をなくされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表したいと思っております。さらに被災された方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

私も震災の惨禍を目の当たりにする中で、自然の猛威を肌で感じると同時に地球に生かされているとの思いを、以前に増して強く抱きました。

今後も引き続き副管理者ともども被災地支援に協力をさせていただき、一日も早い復旧、復興の一助となりますよう最大限の努力をさせていただき所存でございます。

国におきましては、復旧、復興に全力で取

り組むとともに、地球と共生する社会を目指すため、大量流通及び大量消費を見直し、地域の自然の恵みを生かしていくことや再生可能エネルギーの活用を進めていくことなどを通じて、持続可能な社会の姿を具体化することに取り組んでおります。

私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村も豊かな自然環境に恵まれ、私たちにとってかけがえのない財産となっておりますが、この自然の恵みを次世代を担う子供たちに引き継ぐことは、私たち現代の世代の責務であると痛感しております。

本組合におきましても、こうした循環型社会の形成の一翼を担う、環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら事業の推進に努めてまいりたいと考えます。

さて、平成24年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、引き続き市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経常経費節減に努め、8839万8000円の予算規模といたしました。

歳出全般の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

初めに、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

最終処分場につきましては、地域住民の皆様のご理解によりまして、引き続き保安林などの法規制の解除手続を進めてまいります。

また、ごみ中間処理施設につきましては、専門家による(仮称)厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設検討委員会を設置し、施設整備方針等の必要な事項を検討してまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、事業内容が具体化することに伴い、情報公開の重要性もさらに増してまいりますことから、ホームページや市町村の広報紙の活用のほか、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の開催により、住民の皆様にも組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成24年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、厚木市、愛川町、清川村の3市町村により、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を着実に推進するため、心血を注ぎ、全身全霊で取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成24年度の施政方針といたします。

以上でございます。

○太田 洋議長 以上で「管理者施政方針」の説明を終わります。

○太田 洋議長 日程7「議案第2号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成24年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費、人件費等経常的経費の必要見込額を措置いたしましたものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8839万8000円となりました。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明をさせていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36

条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第2号 平成24年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○太田 洋議長 日程8「議案第3号 監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号 監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、本組合に置かれております監査委員のうち、馬場進太郎様の任期が本年6月27日をもって満了することに伴い、後任の委員として、財務管理及び行政運営に関してすぐれた識見を有する伊従正博様を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び厚木愛甲環境施設組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○太田 洋議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第3号 監

査委員の選任について」は、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は同意することに決しました。

○太田 洋議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成24年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 太田 洋

議 員 石井 芳隆

同 川口 仁